

平成31年度 鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校 部活動方針

1 目標

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する。
- (2) 「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」「鳥取県運動部活動に関する方針」を基に、活動を行う。
- (3) 各顧問が各部活動の活動計画票を作成し、生徒が見通しを持って主体的に活動できるようにする。本校における部活動は、学校教育活動の一環として、スポーツや文化的活動に興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導の下に、自発的・自主的に活動を行うものであり、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、活動の楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。よって、本校の部活動は中学部に在籍する生徒による自発的・自主的な活動として行い、豊かな人間形成をその目的とする。
- (4) 各部活動の実態に応じて、休養期間を明確にして活動する。
- (5) 顧問は、適切な指導及び事故防止を徹底する。

2 活動について

- ① 休 養 日：原則として、週末のいずれかを含む週2日以上とする。複数の部活動に入部している生徒がいることも考慮する。
- ② 活動時間：学期中は原則として、長くても平日は2時間程度、学校の休業日は4時間程度とする。
- ③ 参加する大会：聾学校主催の大会、県中体連主催、共催の大会、または協会の主催、共催の大会とする。
- ④ そ の 他：定期考査の1週間前には部活動は行わない。また、週末に大会等で活動した場合は、部活動休養日を他の曜日に振り替える。

3 部の運営について

- (1) 体罰等、不適切な指導の禁止について
部活動顧問、外部指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等のない指導に徹する。
- (2) 保護者との連携・協力について
年度当初に、顧問は保護者に対し、指導方針、活動計画、休養日、部活動時間等を示し、理解を得たうえで活動する。休日の部活動では、学校への登下校の方法等についても連携し、安全面を配慮する。その他、健康面での連絡や水分補給などの協力をお願いし、保護者と連携しながら運営する。
- (3) 熱中症等による事故防止について
猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努める。